

行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 よしかわ行財政改革大綱における改革事項（以下「改革事項」という。）の進行管理を適切に行うため、行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 改革事項に掲げられた項目の進捗状況の確認に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 この委員会は3名以内をもって組織し、委員は市の行財政改革に深い関心を有する者の中から市長がこれを委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 この委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 この委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策室において所掌する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。